

消すまでは心の警報 ONのまま

11月9日(土)〜15日(金)まで、「秋の全国火災予防運動」が実施されます。火災から尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐため、日ごろから防火に対して関心を持っておきましょう。



消火器の正しい使い方を伝授

住宅防火 命を守る7つのポイント

- 住宅からの出火を防止し、被害を最小限に抑えるために、次の7点を心掛けましょう。
- 3つの習慣
- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 4つの対策
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具・衣類・カーテンは、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、近所で協力体制をつくる

住宅用火災警報器 月に1度は点検を

全ての住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災警報器を購入したら、1カ月に1回程度、作動点検をしましょう。取扱説明書を確認してから点検してください。

火災警報器は火災以外でも、故障などで鳴ることがあります。故障・電池切れの場合は警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種で異なりますので取扱説明書などで確認してください。購入時に、メーカーや店の名前を控えておく役に立ちます。ほこりなどが入ると誤作動を起こすことがあるので、定期的に掃除も行いましょう。

消火器を廃棄するときは 取扱店に

消火器リサイクルシステムの開始により、消防署では消火器の回収ができなくなりました。廃棄す

るときは、消防設備取扱店に問い合わせてください。

火災警報器・消火器の 悪質な訪問販売に注意

消防職員が、住宅用火災警報器や消火器の販売を行うことはありません。おかしいと思ったら、すぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談しましょう。

※火災予防運動期間中の防火相談は予防課または各消防署へ。

予防課(☎20・1591)

成田消防署(☎20・1594)

飯岡分署(☎36・0119)

赤坂消防署(☎26・3210)

公津分署(☎29・6627)

三里塚消防署(☎35・1007)

空港分署(☎30・1187)

大栄消防署(☎73・4141)

下総分署(☎96・4023)

住宅用火災警報器の普及調査

火災予防運動に伴い、並木町・豊住・下総・大栄地区の一部で、11月下旬まで住宅用火災警報器の普及調査が行われます。消防職員が訪問しますので、皆様のご協力をお願いします。

調査時に、高齢者世帯には希望に応じて、防火指導を行います。
※くわしくは各消防署へ。